

# 大分県希少野生動植物保護基本方針

- 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- 第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- 第3 指定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
  - 1 個体等の範囲
  - 2 個体等の取扱いに関する規制
  - 3 その他の個体の取扱いに関する事項
- 第4 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
  - 1 生息地等保護区の指定方針
  - 2 特別地域の指定方針
  - 3 生息地等保護区及び特別地域の区域の保護に関する指針
  - 4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項
- 第5 保護管理事業に関する基本的な事項
  - 1 保護管理事業の対象
  - 2 保護管理事業計画の内容
  - 3 保護管理事業の進め方
- 第6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項
  - 1 調査研究の推進
  - 2 県民の理解の促進と意識の高揚
  - 3 県民及び自然保護NPO法人等（自然保護を目的として組織された特定非営利活動法人その他の団体。以下同じ。）との協働
  - 4 外来生物に関する施策等

## 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持している。また、野生動植物は、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、個体群、種等の様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保護する必要があるが、とりわけ種は生態系を構成する基本単位であり、生物多様性を保全する上で希少野生動植物の保護についての取り組みが極めて重要である。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅の

おそれのある種が数多く生じている。種の絶滅は野生動植物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させることになる。

本来、野生動植物の保護とは、従来からその地域に生息し、又は生育する種が普通に見られる状況を維持することであり、種の個体数、分布状況等を問わず保護すべきものであるが、ひとたび絶滅すれば当該種の復元は不可能であることから、絶滅のおそれのある種など希少種の保護は、何よりも緊急に進めなければならない。

以上のような認識に立ち、希少野生動植物の保護施策を以下のとおり推進する。

今日、野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地若しくは生育地の消滅又は生息・生育環境の悪化等であり、希少野生動植物の保護を図るためには、まず、これらの状況を改善することが必要である。このため、生物学的知見に基づき、希少野生動植物の種の個体等の捕獲・採取等及び生息地等における行為を規制する等の措置を講ずる。

野生動植物の存在は、生態系の微妙なバランスの上に成り立っており、種を絶滅の危機から救うためには、捕獲・採取等の直接的な圧迫要因を除去・軽減するだけでなく、生息・生育地の環境を積極的に整備・復元し、種の保全を図っていく必要がある。このため、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。

希少野生動植物の保護施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、県民の理解と協力の下に、人と野生動植物の共存を図りつつ推進する必要がある。このため、希少野生動植物の保護に対する県民の理解を深めるための普及啓発を推進する。

また、希少野生動植物保護のための施策は、関係者の財産権を尊重し推進することは当然であるが、希少野生動植物の多くが二次的自然環境を主要な生息・生育の場としていることから、特に農林水産業を営む者等の県民の生活の安定と福祉の向上に配慮し、さらにその他の公益との調整を図る必要がある。

## 第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

(1) 指定希少野生動植物については、その県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないことにより、その存続に支障を来す事情がある種

イ その種の個体の数が著しく減少しつつあることにより、その存続に支障を来す事

情がある種

ウ その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

エ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

オ アからエに掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情がある種

(2) 指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 外来生物は、選定しないこと。

イ 従来から県内にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

エ 商取引等の対象として捕獲や採取されやすい種など規制的措置により効果的に保護対策が図られる種を優先的に選定すること。

### 第3 指定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

#### 1 個体等の範囲

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成18年大分県条例第14号。以下「条例」という。）に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動植物の生きている個体とする。

#### 2 個体の取扱いに関する規制

指定希少野生動植物の個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷については、その種の保護の重要性にかんがみ、学術研究又は繁殖の目的その他その種の保護に資する目的で行うものとして許可を受けた場合を除き、原則として、これを禁止する。

#### 3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物の個体の所有者・占有者は、その種の保護の重要性にかんがみ、その生息又は生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

### 第4 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

指定希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、指定希少野生動植物の保護のためその個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

#### 1 生息地等保護区の指定方針

##### (1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、指定希少野生動植物の個々の種ごとに指定する。

##### (2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等からみてその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きな場所について総合的に検討し、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。生息地等が広域的に分散している種にあつては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護区に指定するよう努めるものとする。

### (3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る種（以下「指定種」という。）の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

## 2 特別地域の指定方針

### (1) 特別地域の指定に当たつての基本的な考え方

特別地域については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その種の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定する。

### (2) 特別地域において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 条例第20条第4項第7号の知事が指定する野生動植物の種については、食草など指定種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 条例第20条第4項第8号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定種の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第20条第4項第9号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定種の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第20条第4項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最少限の期間を指定する。

オ 条例第20条第4項第11号の知事が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定種との交

雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する

カ 条例第20条第4項第12号の知事が指定する物質については、現に指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第20条第4項第14号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

### (3) 立入制限地域の指定方針

立入制限地域については、特別地域の区域のうち、指定種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定種の個体の繁殖期間など必要最少限の期間とする。

### 3 生息地等保護区及び特別地域の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び特別地域の区域の保護に関する指針においては、指定種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

### 4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとする。この際、土地利用に関する計画との適合及び県土開発に係る諸計画との調整を図りつつ、指定を行うことに留意するものとする。

## 第5 保護管理事業に関する基本的な事項

### 1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

### 2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護管理事業計画を策定するものとする。当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定めることとする。

### 3 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく保護管理事業は、県、市町村、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進する。

## 第6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

### 1 調査研究の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、種の分布、生息・生育状況、生息地等の状況、生態、保護管理手法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。

### 2 県民の理解の促進と意識の高揚

希少野生動植物の保護施策の実効を期するためには、県民の種の保護への適切な配慮や協力が不可欠であり、希少野生動植物の現状やその保護の重要性に関する県民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進する。

また、人と野生動植物の共存の観点から、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処するものとする。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物の保護のための適切な配慮を講ずるよう努めるものとする。

### 3 県民及び自然保護NPO法人等（自然保護を目的として組織された特定非営利活動法人その他の団体。以下同じ。）との協働

希少野生動植物の保護を推進するにあたっては、県民及び自然保護NPO法人等と行政との協働が欠かせないことから、県はボランティアの組織化、自然保護NPO法人等の育成を図るとともに、これら団体が行う調査・研究等の活動が進展するよう支援に努める。

### 4 外来生物に関する施策等

外来生物は、その地域固有の生態系、希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあることから、県は、県民に対し外来生物をみだりに野外に遺棄、逸出させないなど、外来生物問題に関する理解や自覚を促すための普及啓発を行う。また、指定希少野生動植物の保護のため必要な調査を実施することにより、外来生物による生態系への被害の防止に努める。